

山梨県公報

第百十三号

令和二年

七月十六日

木曜日

目次

告示

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部……三八七
を改正する告示

○収入証紙売りさばき人の指定……………三八八

公告

○換地計画の決定……………三八八

○屋外広告物講習会の開催について……………三八八

○公共測量の実施(二件)……………三八八

○落札者の決定について……………三八九

教育委員会

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………三八九

○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………三八九

公安委員会

○一般競争入札について……………三九〇

告示

山梨県告示第百二十八号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年七月十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第百二十九号)の一部を次のように改正する。
本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、九八一円	一三、三四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、五四三円	一三、三四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三円	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三円
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三円	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一円
六十五歳以上七十歳未満	三、九七〇円	一四、九八〇円
七十歳以上	三、九七〇円	一三、三四二円

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

山梨県告示第二百十九号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和二年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住所	氏名	指定年月日
甲府市德行三丁目十三番二十五号	甲府市德行三丁目十三番二十五号	公益社団法人 全日本不動産協会山梨県本部 本部長 中村浩一	令和二年六月三十日

公 告

● 換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営ほ場整備事業（須玉地区第四工区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができ。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和二年七月十七日から同年八月十八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年九月二日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和三年一月十六日まで

● 屋外広告物講習会の開催について

山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）第三十四条の規定による講習会を開催する。

令和二年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催日時 令和二年十月十六日（金）午前九時十分
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館（二階大会議室）
- 三 科目
 - 1 屋外広告物に関する法令
 - 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - 3 屋外広告物の施工に関する事項
 - 4 受講手数料 一科目につき千円（受講申込書に一科目につき千円に相当する額の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。なお、受講手数料は、申込みを取り消した場合、又は講習を受講しなかった場合でも還付しない。）
 - 五 受講申込み受付期間 令和二年八月十七日（月）から同年十月二日（金）までに、郵送により提出（令和二年十月二日（金）必着）
 - 六 受講申込書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室（電話〇五五―二二三―一三二五）

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北林務環境事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市上帯那町地内外

三 測量の期間 令和二年五月二十一日から令和三年一月二十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 富士山周辺（大沢川・宮川）
- 三 測量の期間 令和二年六月二十二日から同年十二月十八日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年七月十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 情報処理実習装置
 - (二) 数量 三式
- 二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和二年六月二十六日

四 落札者

(一) 名称 株式会社システムインナカゴミ

(二) 住所 山梨県中央市山之神流通団地一丁目八番二号

五 落札金額 三千百十三万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 令和二年五月十四日

教育委員会

山梨県教育委員会告示第四号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和二年七月十六日

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
少人数教育推進検討委員会	公立小中学校における少人数教育の推進に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十六人以内	一 学識経験のある者 二 学校教育の関係者 三 保護者 四 関係行政機関の職員	令和二年七月十六日から令和三年三月三十一日まで	教育庁義務教育課

山梨県教育委員会訓令甲第五号

職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年七月十六日

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 立 学 校
県 立 学 校
県 立 学 校

山梨県教育委員会

教育長 斉 木 邦 彦

職員勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
職員勤務時間に関する規程（昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
第三条を削る。

第四条第一項中「第一条及び第二条」を「前二条」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

第十条を第十一条とする。

第八条の次に次の二条を加える。

（疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められる場合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例）

第九条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、同条に規定する勤務時間において勤務することが疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められるときの職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前五時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

（感染症のまん延防止のため分散勤務を行う場合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例）
第十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第一項に規定する感染症のまん延防止のため教育長が必要と認めるときに職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前五時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、午前十一時から午後二時までの間のうち勤務時間の途中にあたる連続する一時間又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年七月十六日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量 X線マイクロアナライザー 一式

2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和三年一月一日から令和九年十二月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者

を除く。)でないこと。

3 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和二年山梨県告示第八十号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇六一〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地の四 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画担当 電話〇五五―二六二―〇八二

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和二年八月三日(月)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日(八月三日)の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和二年八月二十六日(水) 午後一時三十分 山梨県警察本部石和分庁舎二階会議室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和二年八月二十五日(火) 午後四時までに山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画担当(郵便番号四〇六一〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地の四)に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免

除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和二年八月二十日(木)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることとの確認を受けなければならない。ただし、最終日(八月二十日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所 電話〇五五―二六二―〇〇八二

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: X-Ray Microanalysis. 1 Set

2 Date and time for tender: 1:30 PM August 26, 2020

3 Bureau in charge: General Affairs and Planning Section, Forensic Science Laboratory, Criminal Affairs Division, Yamamashi Prefectural Police
Headquarters 312-4 Kubonakajima Isawa Fuefuki Yamamashi
406-0036 Japan TEL 055-262-0082

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番